８盛財第７２号
令和８年10月19日

各部課等の長
行政機関、公の施設等の長　　様
議会、各委員会、委員の事務局長

財政部長　阿　部　俊　之

令和９年度予算編成方針について

このことについて、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)第４条の規定に基づき、次により通知します。

記

１　国及び岩手県の動向

(1) 国の経済財政運営の方針と令和９年度予算編成

政府は「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「基本方針2026」という。）において、「責任ある積極財政」の考え方の下、「「成長投資」を大胆に進める」ことや「物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する」こととし、更に、「物価高、世界経済の不確実性、地政学リスク、金融資本市場の変動、自然災害等のリスクに機動的に対応しつつ、デフレに後戻りしない「成長型経済」への移行を確実なものとする。」としています。

これを踏まえた国の「令和９年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（令和８年７月30日閣議了解）では、「国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設」するとともに、「要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和８年度予算から実現した『経済・物価動向等の的確な反映』を実現」することや、「補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するため、適切に要求・要望」することが示されたほか、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査」とされたところです。

(2) 地方財政の課題

総務省から令和８年８月31日に公表された「令和９年度の地方財政の課題」では、基本方針2026等を踏まえ、次の内容が示されています。

①　強い地域経済の実現等に向けた重要課題への対応

・地方団体が、地域ＡＸなど地域未来戦略の推進や、官公需の価格転嫁、地域を支える人材育成、防災・減災対策の推進、地域医療提供体制の確保、インフラマネジメントの強化など、

強い地域経済の実現や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保

②　地方の一般財源総額の確保と財政健全化等

・地方の一般財源総額について、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保

・国の補正予算に依存した財政運営からの脱却に際し、必要十分な地方財政措置を講ずる

・地方交付税については、引き続き厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保

・臨時財政対策債などの特例的な債務残高を縮小し、財政健全化の取組を着実に推進

・地方税を充実確保しつつ、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた取組を講ずる

③　自治体ＡＸ/ＤＸの推進と財政マネジメントの強化

・自治体業務の構造変革を目指したＡＩの利活用とガバナンスの促進、マイナンバーカードの利活用拡大等による住民の利便性向上、自治体情報システムの標準化、サイバーセキュリティ対策の強化、デジタル人材の確保、デジタル実装の全国展開などにより、自治体ＡＸ/ＤＸを更に推進

・公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、地方団体の財政マネジメントを強化

(3) 岩手県の予算編成

県では、令和８年９月18日付けで発出された「令和９年度の予算編成について（依命通知）」において、「今後も厳しい財政環境が続くことを踏まえ、あらゆる手段による歳入確保に努めるほか、現在の手法の見直し等による各事業の厳格な必要額の精査により経常的経費の節減を図りつつ、物価上昇や賃上げを踏まえた適切な価格転嫁に対応する」ことや、政策的経費については、「政策評価結果等を踏まえ、政策の優先度に応じた財源の最適配分を図り、限られた財源の重点的かつ効果的な活用」に努めるよう示されています。

２　本市の現況

(1) 総合計画の推進

令和７年度からの本市の総合計画は、令和９年度で３年目の取組を迎えます。引き続き、目指す将来像である「輝きが増し　活力に満ち　夢をかなえるまち盛岡」の実現のために４つの基本目標とその目標に位置付ける25の施策を推進するとともに、本市の喫緊の課題である人口減少に重点的かつ施策横断的に取り組む「未来創造プロジェクト」においては、社会減対策として雇用の場の創出や交流人口の増加などに注力し、また、自然減対策としては、安心して産み育てられる環境づくりに取り組むとされています。

(2) 盛岡市自治体経営改善方針及び実施計画について

持続可能な財政基盤と簡素で効率的な組織体制を確立するため、令和７年度から11年度まで

を対象期間とし、全庁を挙げて実施する全事業の精査と抜本的な見直しや積極的な歳入の確保等、具体的な取組内容を自治体経営改善方針の取組として整理し、５年間で60億円の財源確保に向けて取り組んでいます。

⑶ 盛岡市中期財政見通し

令和８年度公表の「盛岡市中期財政見通し（令和９年度～13年度）」では、一定の条件の下での機械的な試算としつつも、歳入については、所得の向上などによる市税の増のほか、普通交付税及び地方譲与税など、経済成長に伴い総じて増加する見込みとなったものの、歳出では扶助費や人件費の増加、大規模事業の本格化が見込まれたことから、毎年度の収支の差が約７億円から27億円の不足が生じ、特に大規模事業が本格化する令和12年度以降の収支差が拡大する結果となりました。この収支の差を財政調整基金の取り崩しにより対応した場合、同基金の残高は令和13年度末に約22億円と、適正な基金残高の目安である60億円を大きく下回る厳しい状況が見込まれたところであり、今後、持続可能な財政基盤の確立を図るため、歳入の確保と歳出の適正化の両面の取組を着実に進めることとしたところです。

⑷ 令和９年度一般財源見込み

「令和９年度地方財政の課題」に示された「令和９年度地方財政収支の仮試算」を踏まえた地方税及び地方交付税の増や、新たな学校給食センター建設事業、ごみ処理広域化施設に係る一定の財源調整分を含めて、現時点での令和９年度の一般財源を 792.3億円と見込んだところです。しかしながら、人件費や物件費、扶助費の継続的な増などのほか、国の予算編成の仕組みの見直しや食料品の消費税減税による地方財政への影響、中東情勢の不安定化に伴う原油・ナフサの供給不足及び更なる価格高騰など、「財政収支の不確定要素」もあり、これらへの対応等を勘案すると、より一層厳しい状況にあると言えます。

３　予算編成の基本的な考え方

令和９年度の当初予算編成に当たっては、「中期財政見通し」で明らかになった状況を踏まえつつ、総合計画において重点事項とされている人口減少対策をはじめとした各施策の着実な推進と将来にわたる安定的な財政運営を両立させていくために、「自治体経営改善方針及び実施計画」の集中取組期間の成果を生かしながら、集中と選択を図りながら当初予算編成を進めるとともに、財政調整基金繰入れにできる限り依存せずに事業経費の予算化を図ることとします。

予算要求に当たっては、次に掲げる事項及び別紙「予算見積要領」に留意し、前例踏襲による予算要求とせず、各部等の長を中心に、「中期財政見通し」を部等内職員に浸透させ、改めて事務事業の必要性の再確認や効果の検証を含めて、ゼロベースでの総合的な調整を図り、編成作業に取り組んでください。

４　予算編成の方法

厳しい財政環境の下、限られた財源の有効な活用を図り、各部における自主的かつ積極的な事業調整を推進・徹底するため、部局別に一般財源配分を行います。

なお、各部等ごとの調整を基準としますが、各々の事業経費については引き続き一件査定により確認を行います。

(1) 一般財源に係る配分枠の設定（部局別枠配分）

下記(2) の経費毎に、令和８年度予算額や９年度必要額などを積み上げた一般財源額の合計を、別紙のとおり各部等ごとに配分します。

なお、配分に当たって、令和８年度単年度での終了事業等に係る経費分を差し引いて行います。

また、「一般的経費」に係る配分額については、官公需における価格転嫁を含める観点から、終了分を除く令和８年度当初予算の一般経費の一般財源に係る一定割合（３％）相当額を上乗せして配分します。

(2) 経費の分類

経費区分は下記の表のとおりとします。

経費区分	経費の内容
経常的経費	・　人件費 ・　公債費 ・　施設維持管理費（光熱水費や電報電話料、清掃警備業務委託、指定管理料） ・　公用車維持管理経費 ・　土地等借上料（借上げに伴い発生する経費を含む。） ・　債務負担行為に基づく経費 ・　地方自治法に規定されている長期継続契約に係る経費 ・　負担金、補助及び交付金（法令等で義務付けられている経費に限る） ・　全庁的経費 ・　予備費
特殊的経費	・　数年毎の実施を義務付けられている等の事業（経費） ・　施設の用途廃止等に係る経費（PCB収集運搬含む。長寿命化関連を除く。） ・　一部事務組合負担金・分担金 ・　特別会計等への繰出金等 ・　単年度の大規模イベント等に係る経費 ・　その他上記に含まれない継続事業（経費）
長寿命化経費	市民利用・活動施設個別施設計画に位置付けられている経費（関連修繕を含む）
扶助費	
大規模事業経費	事業規模の大きい事業（今後多額の経費を要すると見込まれる事業等）
一般的経費	・　上記に該当しない経費 未来創造プロジェクトや事前評価対象事業を含む

⑶ 予算要求について

① 予算要求の回数は１回とします。

② 要求に当たっては、関係部課長との協議・調整を行い、各部等の一般財源の配分額（一般的経費）を厳守してください。配分額を超過した要求は、③を除いて再調整とします。

③ 次の事業については所要額の要求を認めますが、その場合にあっても、各部においてはできる限り配分された一般財源（一般的経費）の中で調整を図ってください。

・新規及び拡充事業（事前評価において、自治体経営改善事務局から優先順位及び金額を示されたものに限る。）

・未来創造プロジェクト構成事業（継続事業にあっては、制度改正を伴わないものは除く。）

④ 経費の積算に当たっては、最新の見積を徴取するほか、最低賃金の上昇を含め、時勢を踏まえた適正な労務単価や資材単価を考慮した積算とすること。

⑤ ⑵で示す各種経費区分を越えた一般財源の調整は不可とします。

（一般的経費の増を活用し、他の区分の価格転嫁を行うことは可とします。）

⑥ ふるさと納税に係る活用可能額は、別途通知します。

⑦ 宿泊税を活用した事業に係る要求は、一般財源の配分額とは別に取り扱いますので、所要額の要求をしてください。

（事前評価において、自治体経営改善事務局から優先順位及び金額を示されたものに限る。）

【別紙】

令和９年度当初予算各部等一般財源配分額一覧表　　（単位：千円）

部等名	人件費	経常的経費	特殊経費	扶助費	大規模事業経費	一般的経費	合計
市長公室	413,377	18,833	262	0	0	127,084	559,556
総務部　（選挙管理委員会事務局を含む。）	2,268,891	1,791,041	3,963,093	0	5,250	227,442	8,255,717
財政部（公平委員会事務局を含む。）	678,438	13,234,156	4,823,782	0	0	360,665	19,597,041
市民部	1,022,809	480,057	4,347,454	1,484,811	0	408,217	7,743,348
環境部	757,927	1,238,110	1,566,166	0	11,454	515,531	4,089,188
交流推進部	345,698	1,455,544	250,685	0	0	314,121	2,366,048
保健福祉部	1,668,628	321,418	3,974,362	4,859,613	33,310	2,115,342	12,972,673
子ども未来部	1,690,481	548,495	14,831	5,056,164	0	888,232	8,198,203
商工労働部	273,787	78,416	425,447	0	109,574	173,217	1,060,441
農林部	369,655	76,390	24,092	0	0	291,593	761,730
建設部	956,629	316,602	12,800	0	11,646	1,371,678	2,669,355
都市整備部	746,122	317,706	121	0	222,823	191,743	1,478,515
玉山総合事務所	522,509	218,436	10,887	0	0	152,450	904,282
会計課	102,635	71,140	0	0	0	3,009	176,784
教育委員会	3,775,827	2,344,544	199,536	143,757	243,109	744,859	7,451,632
議会事務局	116,717	477,357	3,952	0	0	34,835	632,861
監査委員事務局	75,970	4,532	0	0	0	2,648	83,150
農業委員会事務局	91,066	21,674	0	0	0	3,851	116,591
上下水道部	0	0	0	0	0	22,686	22,686
合計	15,877,166	23,014,451	19,617,470	11,544,345	637,166	7,949,203	78,639,801
長寿命化経費							500,000
合計（長寿命化経費含む）							79,139,801

※長寿命化に係る経費の配分は別途示します。